

寒川町消防本部訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年1月18日

寒川町消防長 亀 山 浩

## 寒川町消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

寒川町消防署の組織に関する規程(昭和 49 年寒川町消防本部訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号及び第 2 号エ中「通信指令室」を「情報管理室」に改める。

第 4 条第 5 号中「消防通信の運用」を「消防業務の情報管理」に改める。

第 5 条の見出しを「(分隊長及び情報管理長)」に改め、同条第 1 項中「通信指令室に通信長」を「情報管理室に情報管理長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「通信長」を「情報管理長」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。